

会 則

第1条 名称

本連盟は、ジュニアベースボールリーグ愛知（以下、JBLAと呼ぶ。）と称する。

第2条 目的

野球を通じ、少年の健全な育成を目的として設立されたチーム（以下、会員と呼ぶ。）相互間の親睦を図り、会員全員が参加できる大会を運営することを目的とする。

第3条 事務所

JBLAの事務所は事務局長宅に置く。

第4条 役員及び理事

JBLAの運営のため、次の役員及び理事を置く。ただし、役員の任期は1年とする。

役 職 名	職 務	人 員	
役 員	名 誉 会 長	運営に関する指導及び助言	必要に応じて若干名
	会 長	JBLAに関する総括的指導及び責任	1名
	副 会 長	会長の補佐	若干名
	事 務 局 長	役員及び会に対する連絡・調整等	1名
	実行委員長	JBLAの大会運営及び大会の準備	1名
	会 計	出納、決算報告及び予算	1名
	監 査	JBLA運営の関する管理、監督	若干名
	実 行 委 員	JBLAで運営する大会の準備	若干名
レディース部	ガールズトーナメントに参加するための運営活動全般	若干名	
顧 問	JBLAに対する協力または協賛	若干名	
理 事	大会運営に関する役員の補佐	若干名	

第5条 会員資格

会員は次の条件を満たす者とする。

- 1 少年の健全な育成を目的とし、JBLAの運営に協力すること。
- 2 選手は小学生であること。
- 3 役員会の過半数の賛同が得られること。
- 4 他の大会（地区で県軟式野球連盟の主催する学童大会やスポーツ少年団）とも協調した活動ができること。

第6条 チームの構成

チームの構成は、次の通りとする。

- 1 Aリーグ 小学6年生以下
- 2 Bリーグ 小学5年生以下
- 3 Cリーグ 小学4年生以下

第7条 登録

JBLAが運営する大会に参加する会員は、各大会の開始前までに選手を所定の用紙で登録すること。登録は1チーム20名までとする。

尚、最近の選手不足に対応するため、上記登録に係わらず試合当日メンバー表に記載された選手はその日の試合に出場することができるものとする。

第8条 除名

次の事項に該当する役員は役員会の過半数の賛同をもって、除名することができる。

- 1 第4条「会員資格」に反した場合
- 2 2チームに亘り選手を登録（二重登録）や、第6条「チームの構成」に違反した場合
- 3 審判に暴言を吐くなど、少年野球に相応しくない行為があったと認められる場合
- 4 その他不道徳的または良俗に反する行為があった場合

第9条 大会参加費

大会参加費は、球場使用料・審判費・連絡通信費・抽選会場使用料など大会運営に使用し、1チーム当たり10,000円とする。

第10条 レディース部

愛知県軟式野球連盟から委託されたNPBガールズトーナメントに出場するために必要な全ての活動を行う。

(活動内容)

- ① チーム編成、練習、大会参加他

但し、NPBガールズトーナメントが終了した時点で当該年度のレディース部のチームは解散する。

- ② 折衝

選手の出身チームとの交渉、大会本部との連絡調整、大会参加時の各種折衝・調整・手配など

- ③ 会計

JBLAの会計とは切り離れた独立会計（JBLAレディース部）とするために、レディース部に会計担当者を置く。又、監査はJBLAの監査担当者が行う。

- ④ 事務所

レディース部の事務所はレディース部部長宅に置く。

第11条 責任

会員は、各自の責任においてスポーツ保険等の障害保険に加入することを原則とする。従って、当JBLAの運営する行事における事故についてJBLAは一切その責任を負わない。

第12条 総会

総会は年度末に行い、役員及び会員全員（代表者又はそれに代わる者）の参加を原則とし、当日参加した会員の過半数の賛同をもって、次の事項を決定する。

- 1 新年度役員
- 2 決算
- 3 予算
- 4 事業計画

5 その他必要な事項

第13条（年度）

毎年1月1日より12月31日とする。

第14条（改定）

本会則の決定は、総会の議決をもって行う。

第15条（その他）

大会運営に関する規定は、別に定める大会規程による。本会則に定めのない事項については、役員会においてこれを決定することができる。

改訂

平成26年2月8日